

日本中世史・近世史研究のなかの民衆

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子, Hasegawa, Yasuko メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10098/00028944 |

日本中世史・近世史研究のなかの民衆

長谷川 裕子

はじめに

かつて民衆史研究は、民衆の主體的動向やその生活・習俗に焦点をあて、民衆の視点から歴史の展開過程を解き明かそうとする目的のもと、様々な研究方法や視角を模索し、その成果を積み上げてきた。^①その後、「民衆の視点」から歴史を全体史として再構成するという民衆史研究の視座そのものは、一九八五年にはじまる勝俣鎮夫氏の「村町制論」^②や藤木久志氏の「村論」^③にも継承され、さらに近年では、両氏の研究が提示した中近世移行期社会の実像と、それに対する議論を再検討し、その論点を整理する論考が散見されているように、民衆史研究が強調し継承してきた視

座の有効性は、現在に至るまで失われていない。

しかし一方で、「民衆の視点」^④「下から」の歴史の捉え方では、「権力側の視点」^⑤「上から」の編成や指向性を見落とすこととなるとし、村や百姓・民衆の視座からみるという分析視角に対する疑義も、絶えず提起され続けている。^⑥歴史をみる目は、こうした二者択一で事足りるわけではなく、様々な角度からの追究が必要となることは改めていうまでもないことであるが、「民衆の視点」から捉えた中世から近世の人びとの営みと、その過程で創り上げられてきた生きるための様々な仕組みや関係性を踏まえることなしには、中世・近世社会の実像を理解できないこともまた、間違いないことであろう。^⑦

そのため、近年における中世後期から中近世移行期の村

研究では、一九八〇年代以降の議論を検証・継承し、また時に批判を加えながら、新たな枠組みを提示しようとする研究も進められつつある。二〇二一年度歴史学研究会大会中世部会報告においても「莊園」や「村」がテーマとして取り上げられるなど、近年、再び地域社会論・村論に関する研究の蓄積がめざましい。ただ、新たなシエーマを模索するための試みが、中世から近世への移行を、「中世史」「近世史」という従来の枠組みを越えて捉えようとする勝俣氏や藤木氏の議論、およびそれを継承・発展させてきた研究に対する批判に性急なあまり、近世社会と異質な中世社会の特質を描き出すこととなり、却って「中世史」「近世史」の断絶を強調するとうい、一九八〇年代以前の枠組みに回帰しつつあることが危惧される。そこで本稿では、近年における村町制論および村論に対する諸見解をいくつか取り上げて私見を提示し、中世・近世の村論における今後の課題について展望していきたい。

一 中世における莊園と村

近年、勝俣「村町制論」の捉え直しを試みる際に依拠されているのが志賀節子氏の研究である。志賀氏は、①勝俣氏が和泉国日根野莊において応永二四（一四一七）年に実現

されたとする「起請符の地」「村請」を、九条家による日根野莊の現地支配が守護による押領によって困難となつていた状況下で結ばれた有期的な契約であつたとし、九条政基が在庄していた文龜三（一五〇三）年の損耗の際には、地下から要求されて内検が行われ、「実検の地」、すなわち「本来の莊園制支配の原則に戻って実検（内検）による年貢額設定」する契約と化したと述べる。その上で、②勝俣氏が分析対象とした史料から「村請」の具体的な契約内容を読み取るとは困難であり、かつ年貢収納を担う荘内小村の番頭の補任権が莊園領主である九条家に掌握されていることを踏まえるならば、応永二四年の契約は、日根野荘内の小村を単位に番頭を納入責任者とした「村請」ではなく、莊園領主による直務支配下において「日根惣庄と本所九条家との間で交わされた定額年貢納入契約」、すなわち「地下請とよべき性質のもの」と位置づけた。さらに、③地下請は莊園領主の直務支配下において可能となる契約であり、代官請や守護請とは併存しないもののはずであるため、勝俣氏のような、応永二四年以来「起請符の地」契約が継続したことや、代官請や守護請のもとに「村請」が継続するというあり方は想定できず、また、④中世では、領主による檢注権の放棄によって年貢額の固定化が実現するが、近世の強力な檢地権に基づいて設定された村

高は、村側からは容易に変更できない性質のものであるため、勝俣氏がいうような近世の村請制への連続は想定できないとして、近世の村請と中世の地下請との間に明確な差をみている。

志賀氏の「地下請」論を受けて、高木純一氏は、「現時点においては「地下請」と「村請」とを同一視する……勝俣説は少なくともそのままでは成り立たない」、「現段階においては足かせへと変わりつつある」と述べ、莊園制下における年貢取納の具体的あり方と村の関与について追究する必要性を喚起している。また、久留島典子氏も日根野莊の事例は「村請」ではなく「地下請」であったと述べるなど、概ね志賀氏の議論は受け入れられているように見受けられる。

確かに、志賀氏が②③で指摘するように、勝俣氏の論拠とした史料だけでは、応永二四年の契約が戦国期に至るまで維持されたと断言するには不十分かも知れない。ただ一方で、莊園領主によって小村の番頭が補任されること、つまり番頭が莊園支配体制に組み込まれていることをもって、小村の番頭を中核とする「村請」と捉えることはできないとする論拠も、また薄弱であるといえる。というのも、幕藩体制下における村請でも、また検地を実施した戦国大名領国下でも、村の年貢を取りまとめ、時に立て替え機能を

も有していた名主・庄屋は、領主権力によって補任されているからである。つまり、「地下請」が莊園領主との間に結ばれた法的な請負契約であるように、戦国・近世の村請もまた、「請負の一札」などによって大名権力と法的に結ばれた契約だったのであり、莊園領主から正式に職に補任されるのが「地下請」と「村請」を区別する指標とはならないのである。

中世という社会は、莊園制下の「職の体系」のもと、様々な請負のバリエーションがあった時代である。最終的には幕藩体制下における村と領主権力との直接的な支配、すなわち直務関係に基づく近世の村請制に収斂していくわけであるが、そこに至る途上の日本の莊園制では、基本的に莊園領主が現地に不在であるがゆえに、中間で請け負う存在が必要となる。志賀氏が③で述べるように、代官請や守護請がそれにあたる。一方で、志賀氏の主張するような「地下請」は、そうした中間請負を排除し、莊園領主による直務支配下において実現した請負契約であり、代官・守護と同様に、法的に示された形式の一つであるといえる。したがって、請負契約が代官請・守護請に転換すれば、「地下請」が破棄されるのは当然のことであろう。しかし、重要なことは、その「地下請」や代官請・守護請のものでどのような取納実務が行われていたのかという点である。

実際には、莊園領主側の史料しかほとんど残されていない現状のなかでは、代官・守護あるいは地下(莊家)のもとに集められた年貢・公事について、領主側が作成した文書から読み解くしか方法はない。当然、莊園領主の支配単位は莊園であるため、年貢算用などの文書は「莊」単位で記載されたものならざるを得ず、そこに至るまでの過程について、その実態を追うことはきわめて困難である。

しかし、たとえ莊園領主支配の不安定化によって一時的に現れた形であったとしても、領主側の史料のなかに莊園制下の小村が記されていることこそ重視すべきなのではないだろうか。志賀氏は、勝俣氏が小村を代表する番頭が実務担当責任者となって成立する「村請」の論拠とした史料に番頭が署判していることを取り上げ、それは小村単位の支配システム⇨番頭制システムにおいて、本来、莊園領主の役人としての番頭が果たすべき職務であったとして、勝俣氏の「村請」論を退けている。だが、久留島氏が、中世後期の莊園制下では年貢納入の場に村の「沙汰人」等が深く関与していたことや、領主が果たすべき「公」的機能が沙汰人なしでは実現しえない状況のなかで、彼らの存在が莊園領主に承認され、「村請」の原型が形成されていく過程を明らかにしたように、莊園領主としても、現地の村々

に収納実務を一任していかざるを得ない状況が現出しているのである。¹⁵⁾

また高木氏も、本来、山城国上久世庄において年貢収納を担う公文不在という状況のなかで、彼らに代わって年貢収納・算用を行う力量を備えた現地の「沙汰人」等が実務を遂行することで莊園領主に公的に認知され、たびたびの公文の不在の際に立ち現れてきた沙汰人が、最終的には「寺家被官」となって莊務を担っていく体制が作られたことを明らかにしている。¹⁶⁾高木氏自身はこの体制を「直務」体制と称しているが、「公文・公文代が問題なく職務を遂行している通常の支配体制下においても、彼らの少なからぬ関与が存在していることを推測させる」と指摘しているように、沙汰人の存在があるからこそ、公文が交代しても基本的に滞りなく莊務が実現できるのである。そして、この沙汰人たちの担う請負こそが、勝俣氏が明らかにした「村請」の内実であったといえよう。¹⁷⁾それゆえに、勝俣氏が指摘するように、「村請」は、代官請や守護請、さらには「地下請」の下でも実現する請負体制といえるのである。¹⁸⁾

一方で、請負は領主と莊園や村との間の法的な契約であることから考えれば、近世において「法的に」体制化した「村請」と、莊園制下において「実質的に」実現した「村請」とでは意味合いが違ふといわれれば、それはその通りであろう。実際に、莊園制下においては、法形式において

請負の主体として表面に現れるのは代官であり、守護であり、「莊家」だからである。したがって、「村請」という言葉が混乱を来すならば、久留島氏が修正したように、「村請」状況でも、また別の言葉でもよいのであるが、重要なのは、中世後期の莊園制下には、莊務を担いうる力量を有した政治化されたまとまりである「村」が形成されており（それが一莊に相当する場合もあれば、小村に分かれていることもある）、それが実体として莊園領主の年貢収納実務を請け負うことがあったことであり、その点に勝俣「村請」論の画期性が認められるのである。中世における数ある請負のバリエーションのなかで、「村請」が表面に現れることもあれば、代官請の下に隠れることもある。その時々々の状況により領主と莊園現地との関係が変化するのとは当たり前のごとで、そうした関係を、時に「莊家の一撥」などを通じて変更しながら、領主と現地との合意のもとで新たな関係が築かれていくのである。戦国期における日根野莊の「起請符の地」から「実検の地」への変更を、あたかも時代の逆行のように捉えているが、災害や天候不順による凶作や飢饉が頻発する社会において、どのような契約が現地の人びとにとって今必要なのかを見極めた上で、莊園領主との交渉や合意のなかで選択された結果なのであり、その選択された契約について進歩・後退を論じること自体が無意味で

あるといわざるを得ない。

二 中世の村から近世の村へ

では、中世における對他関係から創り出された莊園制下の自立的な「村」による「村請」は、近世の「村請」とどう異なるのだろうか。志賀氏の論点①④について検討しながら考えてみたい。まず①において、炎干を理由に内検を求めてきた日根野莊東方に対して、ならば「起請符の地」から実検による「一色進退」にすると九条政基が述べたことを、志賀氏は定額年貢請切制から検注による直接支配に復したと評価している。「起請符の地」⇨定額年貢請切制から「実検の地」⇨直務支配への移行を「逆行」と捉えるのは、内検の実施を、莊園支配のあるべき姿である個別百姓支配への回帰と捉えるためであろうか。しかし、村（あるいは村の主導者である番頭・沙汰人等）が「村」を単位に収納実務を実質的に担うことを莊園制下における「村請」と捉えるならば、「起請符の地」であろうと、「実検の地」⇨「一色進退」であろうと、「村請」は成り立つのである。

実際に、九条政基が在莊している期間における年貢収納は各小村ごとであり、毎年、基本的に変化はみられない^{①②}。小村は番頭制システムにおける收取単位と捉えるのかも知

れないが、しかし現地では、収納担当者である番頭ごとに収納が行われたわけではなく、個々の百姓によって一カ月かけて村の政所に納入された年貢を「年貢納帳」に記し、未進分については番頭ごとに集計した上で、最終的に、番ごとに百姓の納入分を記した「納帳・算用状」が代官によって作成されているのである。庄園領主の収納実務としては番頭制システムであるため、未進分は帳面上は番頭に付けられることとなるが、実質的には「年貢納帳」の記載に基づき、村単位で差配されるものと推測される。また、勝俣氏も指摘するように、定額年貢請切制であっても、損免がある場合には内検が行われることもあり、その上で村に対して「何石」「何分一」という形で免除分が与えられ、その後、獲得された損免分は村を通じて各百姓に配分されるのである。この手続きから考えても、庄園現地における収納実務は「村」単位で行われ、庄園領主に納入する段階で「庄」単位に算用されていることがうかがえよう。

こうした収納実務のあり方は、戦国大名領国でも確認できる。戦国大名北条氏領国下においては、検地によって算出された村高(郷高)を基準に、名主によって取りまとめられた年貢が小代官を通じて領主へ納入されるが、損免がある場合には、村側からの申請を受けて内検のための検使を派遣し、「何貫」「何分一」という免除分が決定されたので

ある。²² 戦国大名浅井氏が、損免を行う場合には「立田」をみて決定すると述べているように、²³ 損免には検見が原則であったことからすれば、内検は損免額を確定するための手段の一つであり、内検の実施をもって村請ではないということはできない。また未進については、未進者の名前が記されることもあるが、その催促は基本的に村ごとに行われていたのである。²⁴ さらに近世においても、個々の百姓による郷中御蔵への年貢納入と、百姓ごとに納入年貢の集計が行われた後に領主の蔵へ納入される手続きを踏んでおり、現地における年貢の取りまとめと納入方法に、中世後期から近世にかけての変化はあまり見受けられない。²⁵

以上のような庄園現地における実際の年貢納入手続きを踏まえるならば、④の論点である中世の「村請」と近世の「村請」とをどう捉えることができるのか。志賀氏は、検注の放棄によって年貢の固定化が実現するが、近世の検地による村高の決定は容易に覆せないと捉えている。しかし、本当にそうなのだろうか。もしそうだとすれば、再検地の必要はなくなるわけだが、実際には戦国大名検地においても、近世の検地においても、大名権力側の都合によらない、隣村との紛争解決や災害等による年貢収納の見直しを契機に再検地が実施されており、その度に領主と村との間で合意が図られていたのである。²⁶ 検注も検地も同様に土地調査

の方法であると捉えれば、その目的は収納可能な年貢高の把握にあることになるが、志賀氏は、検注・内検や検地によって決定された固定年貢および「村高」を、すべて納入すべき「年貢高」と捉えているのではないだろうか。

松浦義則氏は、越前国における柴田勝家検地が、莊園制下の本年貢・公事と加地子までも含み込んで太閤検地の基準に符合する反別斗代を設定し、それによって「村高」が定められたことを明らかにした。²⁷そして、松浦氏の研究を踏まえて織田・豊臣政権期の検地を検討した池上裕子氏は、本年貢・公事と加地子の合計額である反別一石五斗という数値が、「年貢高」の標準値として当時の人びとに容易に受け入れられる数値であったことを指摘した。さらに、織田政権期は、戦国大名と同様に、その数値をもとに行われた検地によって把握された分米高²⁸石高²⁹村高³⁰から村の必要経費等(井料等の経費や、公事・夫役負担への反対給付としての免除分等)を差し引いて年貢高を決定したのであり、その意味で、石高(村高)はあくまでも年貢賦課基準高に過ぎなかったことを明らかにし、莊園斗代や戦国大名の貫高を単純に年貢高と捉えてきた従来の研究を批判した。³¹織田政権を引き継いだ豊臣政権も同様に、村の再生産に必要な経費や公事・夫役等の免除分を、石高に物成率(年貢率)を乗じた分を石高から差し引くことで村が確保したことを指

摘し、その上で、村の必要経費は、中世における「村請」のもとでの領主との交渉・闘いのなかで獲得された成果が織田・豊臣政権期に継承されたと位置づけたのである。³²つまり、中世の人びとによる絶え間ない行動・交渉の結実の上に近世社会があるのであり、その人びとの行動の基軸に村の自立・自検断と「村請」があったということである。

勝俣氏の「村請論」が「村町制論」の核として展開されたのはこのためであり、「村請論」を単に領主との法的関係の有無という表面的な議論に矮小化してしまうと、その本質を見誤ることになるだろう。実際に、体制として莊園領主や大名権力に位置づけられなかったとしても、その力量が備わっていなければ、近世の幕藩体制やその下での「村請」を実現するには困難を極めたであろうし、逆に国替えが頻発化した織田・豊臣政権期以降において、領主権力が変わっても、また戦乱のなかで不在であっても、比較的短期間で支配体制を整えることができるのは、自立的な村による「村請」の実体の存在があったからであろう。

したがって、中世の「村請」と近世の「村請」との違いを本質的なものと捉えるならば、戦国・織豊期検地およびそれを経た社会をいかに理解するかについても論じる必要がある。いずれにせよ、中世から近世を見通した議論が、「村請論」に限らずまだまだ少ない現状であるため、さら

なる事例検証が必要であることはいうまでもないだろう。

おわりに

以上、はなはだ雑駁であり、筆者のなかでうまく消化できていないところも多々あるが、「村町制論」や「村論」に対する近年の成果に学びつつ、私見を述べさせていた。筆者は、中世から近世を連続して捉える立場から研究を進めているが、とはいえ、中世と近世をまったく同じ社会と捉えているわけではなく、緩やかに変化していくところはもちろんあると考えている。例えば、「村請」を主導する人びとの社会的・経済的地位が地域社会のなかで変化していたり、構成メンバーに一般百姓を含み込むようになったり、また、「村請」の基盤となる「村」自体の枠組みが異なっていたりと、中世から近世に至る長い歴史のなかで、様々な違いが生じてくるのは当然のことである。戦国時代の請負の単位となっていた、複数の小村を含み込んだ「郷」から、近世にかけて小村が請負の単位として立ち現れてくることもある。池上氏も指摘するように、「郷」という枠組みは権力側の政治的枠組みであって、実際の生活共同体の枠組みとはズレが生じることもある。一方で、「村請」を含む請負契約は相互の合意の上で結ばれること

から考えれば、生活レベルとはズレる「郷」での請負には、例えば土豪による立て替え機能の必要性など、それなりの理由が存在して選択されているものと考えられる。その変化の過程や要因を、近世まで見通して追究していくことが、今後の課題となるだろう。

また近年では、村の地域性について注視していく研究も進められている。先進地としての畿内・近国と辺境・後進地としての東国や九州といった捉え方は、以前より根深く存在している。かつて後進と捉えられていた地域においても、民衆の営みを読み取ることができる場合もある。史料的な問題から先進・後進とみえてしまうとすることもあるため、残存史料の少ない中世だけではなく、近世に大幅に踏み込んで検証していく必要があると考えている。その他、中世・近世の村社会や「村請」を考える際には不可欠なテーマである「土豪」についても取り上げる必要があったが、筆者の力量不足により、別稿を期したいと思う。本稿に示した研究テーマは、すべて筆者にとつての課題と認識し、怠惰な自分を叱咤しつつ、検討を進めていきたい。

(1) 民衆史研究の方法や視座については、民衆史研究会編『民衆史を考える』(校倉書房、一九八八年)などを参照。

(2) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」和泉国入山田村・日根野村を中心に(同『戦国時代論』所収、岩波書店、一九九六年、初

出一九八五年)。

(3) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)・同『戦国の作法』(平凡社、一九八七年)ほか。

(4) 高木純一「中近世移行期村落論の課題」、『日本史研究』六九六号、二〇〇二年、坂本亮太「中世村落史研究の過去・現在・未来」、『新しい歴史学のために』二九八号、二〇〇二年)など。

(5) 枚挙にいとまがないため、さしあたり池上裕子「中世・近世移行期の社会と権力」、『信濃』一五五―一、二〇〇三年)・同「中近世移行期を考える―村落論を中心に」(同『日本中近世移行期論』所収、校倉書房、二〇〇二年、初出二〇〇九年)をあげておく。

(6) 稲葉継陽氏はこの点に関して、藤木久志氏の研究を「あくまで戦国の村々民衆から目をそらさず、その視座から町々統治権力の本質にせまり、新たな全体史に挑む藤木史学」と評している(同「解説 藤木史学 そのスケールと成り立ち」、藤木久志『戦国民衆像の虚実』所収、高志書院選書一、二、二〇〇九年)。藤木氏による「民衆史の基底レベル」(習俗)から国家や権力の形成過程を見据えるという研究方法は、塚本学氏が提起した『小さな歴史と大きな歴史』(吉川弘文館、一九九三年)という民衆史研究の視座とも共鳴するものであり、いまだに重要な方法である。

(7) 確かに、中世とは異なる部分が近世にはあるのも間違いないことである。しかし、近世とは異なる中世の特質を強調する研究においては、近世への展開についての実証的な検証がほとんど行われておらず、近世社会に関する理解は従来の中世史研究の成果に依拠するのみである。村上綱一「中世土地制度史・中近世移行期村落論」(地文書伝来論への認識)、『新しい歴史学のために』二九八号、二〇〇二年)も、高木前掲注(4)論文に対する批判として、同様の懸念を示している。

(8) 志賀節子「和泉国日根庄入山田村・日根野村の「村請」

(同「中世荘園制社会の地域構造」所収、校倉書房、二〇〇七年、初出二〇〇八年)。

(9) 高木前掲注(4)論文・同「東寺領山城国上久世荘における年貢取取・算用と「沙汰人」」(『史学雑誌』一二六編二号、二〇一七年)。

(10) 久留島典子「中世後期の社会動向―荘園制と村町制」(『日本史研究』五七二号、二〇一〇年)。

(11) 水本邦彦「近世の郷村自治と行政」(東京大学出版会、一九九三年)、黒田基樹「北条氏領国における「小代官」と「名主」」(同「戦国大名北条氏の領国支配」所収、岩田書院、一九九五年)。

(12) 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地―貫高制」(同「戦国大名領国の権力構造」所収、吉川弘文館、二〇〇五年、初出二〇〇〇年)、『戦国遺文後北条氏編』一三六九。

(13) しかし、近世初期における「村請」の実態について追究した論文はそれほど多くない。門前博之「村請支配と近世村落の形成」(『歴史学研究』別冊特集、一九九七年)、水本邦彦「近世の村社会と国家」(東京大学出版会、一九八七年)・同前掲注(11)著書、吉田ゆり子「幕藩体制成立期の村落と村請制」(同「兵農分離と地域社会」所収、校倉書房、二〇〇〇年、初出一九八五年)、牧原成征「近世初期の村落構成」(同「近世の土地制度と在地社会」所収、東京大学出版会、二〇〇四年)・同「十七世紀の年貢取取と村請制」(『東京大学日本史学研究所紀要別冊 近世政治史論叢』二〇一〇年)などがあげられるが、その見解は必ずしも一致していない。今後の課題である。

(14) 久留島典子「中世後期の「村請制」について―山城国上下久世庄を素材として」(『歴史評論』四八八号、一九九〇年)。
なお、久留島前掲注(10)論文では、ここでの「村請」を、百

姓の共同性を媒介とした「村請」状況〔百姓直納〕体制と表現している。

- (15) 志賀節子「地下請小考」(同前掲注(8)著書所収、初出二〇〇九年)では、中世後期においては「政所屋」などに荘務を一任されるようになる点が指摘されている。

- (16) 高木前掲注(9)論文・同「戦国期畿内村落における被官化状況と領主支配―東寺領山城国上久世荘を中心に」(「ヒストリア」二五三号、二〇一五年)。

- (17) 東寺に認知された上久世荘の「沙汰人」の成立は、直接的には公文の不在によるものであるが、その時期が応永二〇〇年代末であるというのも示唆的である。日根野荘入山田の菖蒲・船淵両村の惣墓である西光寺惣墓には、「為法楽平等利益」との願文が刻まれた応永二六年の銘をもつ宝篋印塔が現存している(阿諏訪青美・長谷川裕子「日根荘入山田の石造物調査2」『泉佐野市史研究』八号、二〇〇一年)。この時期には、対領主・対隣接村の闘争のなかで「村」が形成され、それが九条家から荘務を請け負う力量を兼ね備えていたことの一端をうかがうことができる。

- (18) この点については、拙稿「十五・十七世紀における村の構造と領主権力」(同「戦国期の地域権力と惣国一揆」所収、岩田書院、二〇一六年、初出二〇一一年)を参照。

- (19) 『政基公旅引付』の各年の九月・一〇月の記事を参照。
(20) 勝俣前掲注(2)論文、拙稿前掲注(18)論文、「九条家文書」一一〇・一一四(『泉佐野市史』四)。

- (21) 拙稿前掲注(18)論文「東寺百合文書」ワ函五三・函九〇。

- (22) 則竹雄一「大名領国制下の年貢取と村落」(同前掲注(12)著書所収、初出一九九三年)、「戦国遺文後北条氏編」五二六・二〇三七・二二一〇など。
(23) 「加藤文書」(小和田哲男編『浅井三代文書集』)。

- (24) 『戦国遺文後北条氏編』二二二・二二六・二二四〇。

- (25) 拙稿前掲注(18)論文、「菅浦文書」租税六・三(分類・文書番号は、滋賀大学経済学部附属史料館発行の目録による。以下同)。「福永文書」租税八。

- (26) 久保健一郎「戦国大名検地の構造」(同「戦国大名と公儀」所収、校倉書房、二〇〇一年、初出一九九〇年)。
(27) 平井上総「検地と知行制」(『若波講座日本の歴史』第九巻中世四)所収、二〇一五年)。

- (28) 松浦義則「柴田勝家の越前検地と村落」(同「戦国期越前の領国支配」所収、戎光祥出版、二〇一七年、初出一九八三年)。

- (29) 池上裕子「織豊期検地論」(同「戦国時代社会構造の研究」所収、校倉書房、一九九九年、初出一九八八年)。

- (30) なお、岡野友彦氏は、検注を通じて荘園領主が把握した本年貢と加地子の総量が一石五斗であったことを明らかにしているが、「応永の検注帳」と中世後期荘園制」(『歴史学研究』八〇七号、二〇〇五年)、この数値が豊臣政権の太閤検地の基準とされたことに鑑みれば、一石五斗の斗代を納得できる数値として維持してきたこともまた、中世の人びとの自力の成果の一つといえるかも知れない。

- (31) 拙稿「近世前期の地域秩序と村域形成」(渡辺尚志編『畿内の村の近世史』所収、清文堂出版、二〇一〇年)・同「戦国期における村請の構造と土豪」(同前掲注(18)著書所収、初出二〇一二年)。

- (32) 池上前掲注(5)論文。

- (33) この問題について、近年では熱田順「村中」形成の背景と歴史的意義―紀伊国相賀荘柏原村を事例に」(『中央史学』四三号、二〇二〇年)・同「中近世移行期における地域秩序の変容と村落―丹波国山国地域を題材に」(『新しい歴史学のために』二九八号、二〇二一年)が、積極的に近世にまで踏み込んで検討している。(はせがわ やすこ)